

# 保安管理業務外部委託承認制度説明資料

経 済 産 業 省  
関東東北産業保安監督部 電力安全課

平成25年7月

## 目 次

	頁
1.保安管理業務外部委託承認制度の概要について .....	1
2.電気事業法施行規則(平成 25 年 6 月 28 日改正部分抜粋) .....	4
3.経済産業省告示第 249 号 .....	7
4.内燃力・ガスタービン発電所の点検頻度延伸の要件について .....	11
5.保安管理業務の外部委託の承認に関する審査基準について .....	14
6.電気主任技術者の外部委託制度に係る Q & A 集 .....	19

【手続き書類一覧】

【電気保安法人・電気管理技術者共通】

	書類の名称		提出時期
保安管理業務外部委託承認関係	保安管理業務外部委託承認申請書 (施行規則様式第 43 号)		申請毎
	委託契約の相手方の執務に関する 説明書		申請毎
	委託事業場一覧表 (電気保安法人又は 電気管理技術者が提出する。)		申請毎 (電気保安法人の場合で申請件数が多い場合は、1 ヶ月毎に保安管理業務受託状況報告を提出してもよい。)
	委託契約書の写し		申請毎
	設備条件確認書		申請毎 (下記に該当する場合のみ提出する。) ・ 低圧受電若しくは小規模高圧需要設備以外の需要設備であって、点検頻度が隔月 1 回又は 3 ヶ月に 1 回の場合 ・ 内燃力発電所であって、点検頻度が 3 ヶ月に 1 回の場合 ・ ガスタービン発電所であって、点検頻度が 3 ヶ月に 1 回又は 6 ヶ月に 1 回の場合
	保安規程	※	申請毎
技術者等関係	電気管理技術者又は保安業務従事者の実務経歴証明書及び電気主任技術者免状の写し (原本持参)		最初の申請時 (電気保安法人の場合は、法人としての最初の申請時及び新たに保安業務従事者を雇用した後初めての申請時。)
	機械器具の保有状況届出書		最初の申請時 (電気保安法人の場合は、最初の申請時及び新たに保安業務従事者を雇用した後初めての申請時。なお、1 年に 1 回の定期報告としても必要)
	保安業務従事者カード		最初の申請時 (電気保安法人の場合は、最初の申請時及び新たに保安業務従事者を雇用した後初めての申請時)
	委託契約の内容変更届出書		委託契約の内容に変更が生じたとき

※保安規程は設置者と協議の上、各自家用電気工作物が設置される事業場毎に設置者が作成するものです。

**【電気保安法人のみ】**

保安管理業務マネジメント規程		最初の申請時及び規程改訂後初めての申請時
雇用証明書		最初の申請時及び新たに保安業務従事者を雇用した後初めての申請時
保安業務担当者を他の業務に従事させていないことの説明書		同上
保安管理業務受託状況報告		委託事業場一覧を申請毎に提出する代わりに保安管理業務受託状況報告を提出することとした場合は毎月 1 回

**【電気管理技術者のみ】**

他に職業を有していないことの説明書		最初の申請時
-------------------	--	--------

## 1. 保安管理業務外部委託承認制度の概要について

### 1. 制度概要

電気事業法第 43 条第 1 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主任技術者を選任しなければならないとされているが、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定により、自家用電気工作物であって以下に掲げる事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下、「保安管理業務」という。）の委託契約を、一定の要件に該当する者と締結しているものであって、保安上支障がないものとして所轄産業保安監督部長の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができる。

1. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 2,000 キロワット未満の発電所(水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。)の設置の工事のための事業場
2. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 2,000 キロワット未満の発電所(水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。)
3. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 1,000 キロワット未満の発電所(1. に掲げるものを除く。)の設置の工事のための事業場
4. 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする、出力 1,000 キロワット未満の発電所(2. に掲げるものを除く。)
5. 電圧 7,000 ボルト以下で受電する需要設備の設置の工事のための事業場
6. 電圧 7,000 ボルト以下で受電する需要設備のみの事業場
7. 電圧 600 ボルト以下の配電線路を管理する事業場

## 2. 関連条文の説明

### (1) 外部委託先となる個人（電気管理技術者）の要件（第52条の2第1号）

必要な資格、保有すべき機械器具、受託事業場数の制限等の要件を規定する。

また、承認の取消しから2年を経過しない者でないことを要件とする。

### (2) 外部委託先となる法人（電気保安法人）の要件（第52条の2第2号）

電気管理技術者と同様の要件を規定する。

さらに、電気保安法人の場合は、保安業務担当者に対し適切に現場での保安業務を実施させ、現場の実態を踏まえてその業務方法等を適切に改善することが安全確保上必要であることから、組織のマネジメントに関する要件を規定する。

具体的な審査基準については、次の要件を満たし、かつ、これらを担保する社内規程等が整備されていることを要することを規定する。

- 保安管理業務の実施体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること 等

なお、電気保安法人における保安業務担当者が、自ら担当する事業場について実施すべき業務を実施していないことが判明した場合には、当該保安業務担当者が担当する事業場を承認取消しの対象とする。

### (3) 外部委託承認の条件（第53条第2項）

外部委託承認の条件として、委託契約に定めるべき事項（点検頻度等）のほか、

○外部委託先が要件に該当していること

○外部委託先が電気保安法人の場合には保安業務担当者が定められていること

○保安管理業務に係る委託契約は当該業務のみを内容としていること

を規定する。

なお、外部委託承認後に本項の条件に該当しなくなった場合には、承認取消しの対象とする。

### (4) 外部委託先に対する職務誠実義務（第53条第3項）

外部委託先に対する職務誠実義務を規定する。

なお、本項に違反した場合には、承認取消しの対象とする。

### (5) 設置者に対する外部委託先の意見（第53条第4項）

外部委託承認を受けた設置者が、自らの事業場の保安を確保するに当たり、外部委託先の意見を尊重すべきことを規定する。

### (6) 外部委託承認の取消しの条件（第53条第5項）

外部委託承認の取消しの条件として以下の内容を規定し、これらの条件に該当した場合に外部委託承認を取り消すことができることを規定する。

- 外部委託承認の条件（第53条第2項）に該当しなくなったとき

- (例)・無資格者や実務経験不足の者が保安管理業務に従事したとき
  - ・外部委託先（電気保安法人の場合、保安業務担当者）の主たる連絡場所が受託（担当）事業場に遅滞なく到達し得る場所ではなくなったとき
- 外部委託先が委託契約によらず保安管理業務を行ったとき
  - (例)・外部委託先が保安管理業務を実施していないとき
    - ・外部委託先（電気保安法人の場合、保安業務担当者）以外の者が保安管理業務を実施しているとき
    - ・外部委託先が点検頻度を守っていないとき
- 外部委託先（電気保安法人の場合、保安管理業務に従事する者を含む。）が保安管理業務を誠実に実施していないとき
  - (例)・保安上必ずしも必要でなかったり、適切でなかったりする助言を行い、設置者にそれを強要等するようなことを行ったとき
- 不正の手段により外部委託承認を受けていたとき
  - (例)・虚偽の申請内容により外部委託承認を受けていたとき

## 2. 電気事業法施行規則（平成 25 年 6 月 28 日改正）（抜粋）

第 52 条 法第 43 条第 1 項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

（表 省略）

2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第 53 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるものみに係る前項の表第 3 号又は第 6 号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

一 出力 2,000 キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧 7,000 ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第 1 号、第 2 号又は第 6 号の事業場

二 出力 1,000 キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧 7,000 ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第 3 号又は第 6 号の事業場

三 電圧 7,000 ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第 3 号又は第 6 号の事業場

四 電圧 600 ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に 2 以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣（監督に係る事業用電気工作場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第 53 条の 2 において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

第 52 条の 2 前条第 2 項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 個人事業者（事業を行う個人をいう。）

イ 電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 別に告示する要件に該当していること。

ハ 別に告示する機械器具を有していること。

ニ 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。

ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消の日から 2 年を経過しないものでないこと。



## 二 法人

- イ 前条第 2 項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。
- ロ 別に告示する機械器具を有していること。
- ハ 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。
- ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ホ 次条第 5 項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。
- ヘ 次条第 5 項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から 2 年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。

第 53 条 第 52 条第 2 項の承認を受けようとする者は、様式第 43 の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 委託契約の相手方の執務に関する説明書
  - 二 委託契約書の写し
  - 三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類
- 2 経済産業大臣は、第 52 条第 2 項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。
- 一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。
  - 二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。
  - 三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。
  - 四 申請事業場の電気工作物が、第 48 条第 1 項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。
  - 五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。
  - 六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。
- 3 第 52 条第 2 項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）及び前条第二号の要件に該当する者（以下「電気

保安法人」という。)並びに保安業務従事者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、電気保安法人は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

- 4 第 52 条第 2 項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、第 52 条第 2 項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
  - 一 第 2 項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
  - 二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第 52 条第 2 項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
  - 三 電気管理技術者、電気保安法人又は保安業務従事者が第 3 項の規定に違反したとき。
  - 四 不正の手段により第 52 条第 2 項の承認を受けたとき。

### 施行規則で使用されている用語

#### **保安管理業務**

事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務

#### **電気管理技術者**

電気事業法施行規則第 52 条の 2 第一号の要件に該当する個人事業者。

#### **電気保安法人**

電気事業法施行規則第 52 条の 2 第二号の要件に該当する法人。

#### **保安業務従事者**

申請に係る事業場（電気工作物の設置者）の保安管理業務を行う者を指す。複数の者が保安管理業務に従事する場合は、全員が保安業務従事者となる。電気主任技術者免状の交付と免状の種類に応じた実務経験期間が要件として定められている。

#### **保安業務担当者**

申請に係る事業場の保安業務従事者のうちから、当該事業場を担当する者として定められた者を指す。事業場ごとに電気保安法人の保安業務従事者のうちから 1 名以上定めなければならない。一人の保安業務担当者が担当できる事業場数には換算係数による制限が設けられている。また、電気保安法人は保安業務担当者を保安管理業務以外の業務に従事させてはならない。

### 3. 経済産業省告示第 249 号（平成 15 年 7 月 1 日）

（※一部改正 平成 17 年 11 月 1 日

平成 18 年 12 月 26 日

平成 25 年 6 月 28 日<sup>(注1)</sup>

電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 52 条の 2 第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第 53 条第 2 項第五号の規定に基づき、電気事業法施行規則第 52 条の 2 第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第 53 条第 2 項第五号の頻度に関する告示を次のように定め、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

なお、昭和 63 年通商産業省告示第 191 号（電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の委託契約の相手方の要件等）は、平成 15 年 12 月 31 日限り、廃止する。

（要件）

第 1 条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第 52 条の 2 第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状の交付を受けた日前における 期間については、その 2 分の 1 に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。

一 第 1 種電気主任技術者免状の交付を受けている者 3 年

二 第 2 種電気主任技術者免状の交付を受けている者 4 年

三 第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者 5 年

（機械器具）

第 2 条 規則第 52 条の 2 第一号ハ及び第二号ロの機械器具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあつては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあつては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

一 絶縁抵抗計

二 電流計

三 電圧計

四 低圧検電器

五 高圧検電器

六 接地抵抗計

七 騒音計

八 振動計

九 回転計

十 継電器試験装置

十一 絶縁耐力試験装置

(算定方法等)

第3条 規則第52条の2第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあっては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が64kVA未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については、当該合計した値から10以内の事業場に係る換算値を控除するものとする。

なお、次表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については0.45、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については0.25、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については0.6をそれぞれ乗じた数値を換算係数とする。

事業場		換算係数	
発電所	出力100kW未満	0.3	
	出力100kW以上300kW未満	0.4	
	出力300kW以上600kW未満	0.6	
	出力600kW以上1,000kW未満	0.8	
	出力1,000kW以上1,500kW未満	1.0	
	出力1,500kW以上2,000kW未満	1.2	
需要設備	低圧	0.3	
	高圧	設備容量が64kVA未満	0.4 (小規模高圧需要設備にあっては0.2)
		設備容量が64kVA以上150kVA未満	0.6
		設備容量が150kVA以上350kVA未満	0.8
		設備容量が350kVA以上550kVA未満	1.0
		設備容量が550kVA以上750kVA未満	1.2
		設備容量が750kVA以上1,000kVA未満	1.4
		設備容量が1,000kVA以上1,300kVA未満	1.6
		設備容量が1,300kVA以上1,650kVA未満	1.8
		設備容量が1,650kVA以上2,000kVA未満	2.0
		設備容量が2,000kVA以上2,700kVA未満	2.2
		設備容量が2,700kVA以上4,000kVA未満	2.4
		設備容量が4,000kVA以上6,000kVA未満	2.6
		設備容量が6,000kVA以上8,800kVA未満	2.8
設備容量が8,800kVA以上	3.0		
配電線路を管理する事業所		0.1	

2 規則第52条の2第一号ニ及び第二号ハの別に告示する値は33とする。

(点検頻度)

第4条 規則第53条第2項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 発電所（小出力発電設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあっては毎月2回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週1回以上
- 二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあっては毎月1回以上
- 二の二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が1の筐体に収められている設備であって、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるものにあつては3月に1回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものにあつては、6月に1回以上
  - イ 平成13年経済産業省告示第333号第1条各号に掲げる要件<sup>(注2)</sup>のいずれにも該当するもの
  - ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの
- 三 燃料電池発電所にあっては毎月1回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週1回以上
- 四 太陽電池発電所にあっては毎年2回以上
- 五 風力発電所にあっては毎月1回以上
- 六 小規模高圧需要設備にあつては毎年4回（規則第96条第一号ロに規定する承認法人が保守管理業務を受託している小規模高圧需要設備にあつては毎年2回）以上
- 七 次のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が100kVA以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月1回以上
  - イ 構外にわたる高圧電線路がないもの
  - ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
  - ハ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
  - ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
  - ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの
- 八 前号のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い設備であつて、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備にあつては隔月1回以上

- 九 第七号に適合する需要設備であって、次のイからハまでのすべての設備条件に適合するものにあつては3ヶ月に1回以上
  - イ 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）
  - ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
  - ハ 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの
- 十 第六号から前号までに該当する需要設備以外の需要設備にあつては毎月1回以上
- 十一 設置、改造等の工事期間中の需要設備にあつては第六号から前号までの規定にかかわらず毎週1回以上
- 十二 配電線路を管理する事業場にあつては毎年2回以上

(注1) 平成25年6月28日付け改正のうち、平成26年4月1日施行分は記載省略

(注2) 平成13年経済産業省告示第333号第1条各号に掲げる要件

(第4条第二の二号イ 関連)

- 一 発電機と接続して得られる電気の出力が300kW未満のもの
- 二 最高使用圧力が1,000kPa未満のもの
- 三 最高使用温度が1,400度未満のもの
- 四 発電機と一体のものとして1の筐体に収められているものその他の一体のものとして設置されるもの。ただし、燃料設備及びばい煙処理設備については、この限りでない。
- 五 ガスタービンの損傷事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有するもの

#### 4. 内燃力・ガスタービン発電所の点検頻度延伸の要件について

(電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示第4条第2の2号の解釈及び運用(内規)(平成17年11月1日付け平成17・10・12原院第2号))

電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)第4条第2の2号の解釈及び運用を下記のように定める。

#### 記

第4条第2の2号に定める「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」とは、次のいずれかの要件(当該設備が同号ただし書の設備である場合については、3.を除く。)を満たす者をいう。

1. 当該設備を製造した者
2. 当該設備を製造した者との間で当該設備の保守を行うことを提携している者
3. (1)に定める受験資格を有する者であって、(2)に定める自家用発電設備(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物のうち、内燃力又はガスタービンを原動力とする発電設備(電気設備の技術基準の解釈第1条第28号の移動用発電設備を除く。))をいう。以下同じ。)の保守に関する講習の課程を修了し、かつ、(4)に定める自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した者
  - (1) 受験資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。
    - ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において電気工学又は機械工学の課程を修めて卒業した者にあつては、自家用発電設備の保守に関する業務に2年以上従事した経験を有する者
    - ② 次のいずれかに該当する者にあつては、自家用発電設備の保守に関する業務に1年以上従事した経験を有する者
      - イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第34条第1項の技術士登録証のうち、技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第1号又は第4号に係るものの交付を受けている者
      - ロ 電気事業法第44条第1項第1号の第1種電気主任技術者免状、同項第2号の第2種電気主任技術者免状若しくは同項第3号の第3種電気主任技術者免状又は同項第6号の第1種ボイラー・タービン主任技術者免状若しくは同項第7号の第2種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者

ハ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第2項の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士であって、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3第1項若しくは第3項の指定区分が第1類、第2類若しくは第3類である者、又は消防法施行規則第31条の6第6項の消防設備点検資格者であって、その種類が第1種である者

③ ①及び②に規定する者以外の者にあつては、自家用発電設備の保守に関する業務に3年以上従事した経験を有する者

(2) 自家用発電設備の保守に関する講習（以下「講習」という。）は、次の表の左欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲及び講習時間は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

科目	範囲	講習時間
自家用発電設備の基礎	1 電気に関する基礎理論 イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗 ロ 導体及び絶縁体 ハ 交流電気の基礎概念 ニ 電気回路の計算 2 発電設備の分類、構造及び性能 3 発電設備の運転、操作及び保護 4 シーケンス（展開接続図）の見方 5 配電盤の構成 6 非常動力装置	2時間
自家用発電設備に係る検査・点検	1 点検の方法、基準 2 整備、運転方法 3 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 4 接地抵抗測定の方法 5 継電器試験の方法 6 シーケンス試験の方法 7 試験用器具の性能及び使用方法	1時間
自家用発電設備に関する法令	電気事業法、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、電気工事士法（昭和35年法律第139号）、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）並びにその他関係法令	3時間



(3) 講習の講師は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合する者とする。

科目	条件
自家用発電設備の基礎 自家用発電設備に関する法令	平成16年経済産業省告示第105号第4条に規定する科目「非常用予備発電装置の基礎」及び「非常用予備発電装置に関する法令」についての講師の条件に適合する者
自家用発電設備に係る検査・点検	平成16年経済産業省告示第105号第4条に規定する科目「非常用予備発電装置に係る検査方法」についての講師の条件に適合する者

(4) 自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験は、講習を修了したものに対し、筆記試験の方法により行う。

(5) 筆記試験は、次の表の左欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲は同表の右欄に掲げる範囲とする。また、筆記試験の合格基準は、それぞれの科目につき60パーセント以上の成績であることとする。

科目	範囲
自家用発電設備の基礎	1 電気に関する基礎理論 イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗 ロ 導体及び絶縁体 ハ 交流電気の基礎概念 ニ 電気回路の計算 2 発電設備の分類、構造及び性能 3 発電設備の運転、操作及び保護 4 シーケンス（展開接続図）の見方 5 配電盤の構成 6 非常動力装置
自家用発電設備に係る検査・点検	1 点検の方法、基準 2 整備、運転方法 3 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 4 接地抵抗測定の方法 5 継電器試験の方法 6 シーケンス試験の方法 7 試験用器具の性能及び使用方法
自家用発電設備に関する法令	電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則、電気工事士法、電気工事士法施行令及び電気工事士法施行規則並びにその他関係法令

(6) 自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に関する事務を行う試験員にあつては、平成16年経済産業省告示第105号第7条に規定する者であることとする。

## 5. 保安全管理業務の外部委託の承認に関する審査基準について

(主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) (改正：平成 25 年 6 月 28 日  
付け 20130619 商局第 1 号) 抜粋)

3. 規則第 5 2 条第 2 項の承認は、次の基準により行うものとする。

(個人事業者の兼業等)

- (1) 規則第 5 2 条の 2 第 1 号ホについては、保安全管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安全管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他に職業を有している場合には審査にあたり特に慎重を期することとする。

(法人のマネジメントシステム)

- (2) 規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニについては、保安全管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安全管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の①から④の項目が満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安全管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

- ① 保安業務従事者は規則第 5 2 条第 2 項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人 (以下「法人」という。) の役員又は従業員であること。
- ② 法人は、保安全管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安全管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安全管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。
- ③ 保安業務担当者は、保安全管理業務以外の職務 (電気工作物の保安に関するものを除く。) を兼務しないこと。
- ④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、以下のイからニに掲げる全ての要件に該当していること。
- イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に行われる体制となっていること。
- ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安全管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。
- ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示 (平成 1 5 年経済産業省告示第 2 4 9 号) 第 3 条第 2 項の値 (以下「告示の値」という。) を当該保安業務担当者から職務

上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

(法人の保安業務担当者等の明確化)

(3) 規則第53条第2項第2号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨が記載されており、かつ、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(4) 規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任が委託契約に定められていること」は、次の①から⑥までに掲げる事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次のイからホまでに掲げる基本原則に従って行うこと。

イ 電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の（イ）から（ニ）までに掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

（イ）設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（a）から（e）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（a）建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（b）消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（c）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（d）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（e）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

（ロ）設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（a）から（e）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（a）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

- (b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
  - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
  - (d) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
  - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
  - (ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
  - (ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。）を確認及び保存する。
- ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。）を行う。
- ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。
- ② 月次点検を、次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。
- イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。
- (イ) 点検項目
    - (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
    - (b) 電線と他物との離隔距離の適否
    - (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
    - (d) 接地線等の保安装置の取付け状態
  - (ロ) 対象設備等
    - (a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
    - (b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
    - (c) 受・配電盤
    - (d) 接地工事（接地線、保護管等）
    - (e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）

・配電設備

(f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）

(g) 蓄電池設備

(h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ 次の（イ）及び（ロ）までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

（イ）電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

（ロ）低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ハ 上記②イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）

ロ 次の（イ）から（ホ）までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

（イ）低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

（ロ）接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

（ハ）保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

（ニ）非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

（ホ）蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

④ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50 mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

⑥ 事故・故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(連絡責任者の選任)

(5) 規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第2項の承認を受けようとする者（以下「設置者」という。）が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあっては2.(1)②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

(事業場への到達時間)

(6) 規則第53条第2項第6号中「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(7) 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安全管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(注) 2.(1)②イからホに掲げる者（(4) 関連）

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者

ロ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第1種電気工事士（ハに掲げる者であって、同法第4条第3項第1号に該当する者として免状の交付を受けた者を除く。）

ハ 電気工事士法第6条に規定する第1種電気工事士試験に合格した者

ニ 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による高圧電気工事技術者の検定に合格した者

ホ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者

# 電気主任技術者の外部委託制度に係る Q & A 集

平成 24 年 4 月追加修正

## 施行規則

### 第 2 号ニ

- Q. 法人のマネジメントシステムは、社内規程等に規定さえされていれば、規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニの規定を満たしているのか？
- A. 規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニに規定する保安管理業務を遂行するための体制が、審査により明らかに機能しないことが判明したり、実態上も実質的に機能していないのであれば、満たしているとは言えません。

### 第 2 号ニ

- Q. 規則に「保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」とあるが、たとえば工事会社が業務を行う場合の体制は「部」あるいは「課」等で工事担当部署と分ける必要はあるか。
- A. 一般的に、保安管理部署と他の部署との責任関係を明確化するため、分離独立した組織とすることが望ましいと考えます。

### 第 2 号ホ

- Q. 保安業務従事者若しくは、保安業務担当者自身の責任で承認取り消しとなった場合、その保安業務従事者を 2 年間保安管理業務に従事させていなければ、法人としては契約が可能か？
- A. 当該取り消し事由について、明らかに法人の責めに帰すことができない場合にあっては、法人としての契約は可能です。

### 第 2 号へ

- Q. 「責めに任ずべき者」とは、具体的に誰を想定しているのか？
- <例> 電気保安法人、保安業務従事者、保安業務担当者？
- A. 法人ではなく、保安業務従事者（保安業務担当者を含む。）を指します。

### 第53条 第1項

- Q. 電気事業法施行規則第53条第1項第3号において、前条（第52条の2）の要件に該当することを証する書類の内、第52条の2第1号へ及び同条第2号ホ、へについて証する書類とは、具体的に何か。また、その証明者は誰になることができるのか。
- A. 要件に該当する旨の宣誓を行うこととなります。証明者は、個人であれば本人であり、法人であれば法人の代表者になります。

### 第53条 第2項

- Q. 設置者と電気保安法人との契約継続中に、保安業務担当者が変更した場合、承認条件に変更が生じるので、承認申請書を再度提出することによって条件を確認し、承認し直すこととなるのか？
- A. 契約内容にもよりますが、当該変更があった場合に再契約となる場合は、再申請が必要となります。なお、再契約とならない場合は再申請は必要ありませんが、変更後の保安業務担当者の要件等について報告していただくこととなります。

### 第53条 第2項

- Q. 規則第53条第2項第3号に「委託契約は保安管理業務を委託するのみを内容とする契約であること」とあるが、ビルメンテナンス等の総合保安管理業務（電気・空調・給排水衛生設備）の契約書でも大丈夫か。
- A. 保安業務レベルの低下を来すことのないよう、他の業務と一体となった契約ではなく、保安管理業務を委託するのみの独立の契約として公正さ、適正さを確保することが必要です。

### 第53条 第5項

- Q. 施行規則で法人についての罰則がうたってあると解釈（2年間の営業停止）していますが、間違いないか？
- A. 法令違反に対し厳正に対処するため、規則第52条の2第2号ホに取消しの日から2年を経過しない者であることを定めています。



## 告示

### 第1条

- Q. 事業用電気工作物の実務経験のみとし、一般用電気工作物の経験は認めないのか？  
A. 外部委託制度は事業用電気工作物の保安管理を行うものであるため、認められません。

### 第2条

- Q. 告示第2条の絶縁抵抗計は低圧用・高圧用の区分が無いが、どちらか片方でも大丈夫か。また、電流計、電圧計については、それぞれの機能を内蔵したマルチメーター1台でも大丈夫か。  
A. 保安管理業務を行う事業場の状況に応じて、低圧用、高圧用の必要性について判断して下さい。また、当該マルチメーターの場合は、一般的に該当機器を保有していると考えます。

### 第4条

- Q. 一つの発電所に複数の発電設備が設置されている場合、設備毎に点検頻度を設定することが可能か？

- <例> 1号発電設備（内燃力、パッケージ型、保守契約有り） 3ヶ月に1回点検  
2号発電設備（ガスタービン、パッケージ型、保守契約無し） 毎月1回点検  
A. 可能です。その場合、契約書や保安規程などに設備毎の点検頻度を明記する必要があります。また、換算係数については、以下のとおり算定します。  
（太陽電池発電所については、別途換算係数を算定します。）

$$0.6 \times 100 / 300 \times 0.45 + 0.6 \times 200 / 300 = 0.49$$

<1号発電設備>                      <2号発電設備>

- Q. 低圧受電の需要設備は、同一構内に設置される発電所の点検頻度にかかわらず、隔月1回以上の頻度で点検を行わなければならないのか？  
A. そのとおりです。

例えば、出力25kWの太陽電池発電所が設置される場合、当該発電所は毎年2回以上、需要設備は隔月1回以上の点検頻度となります。  
また、換算係数については、以下のとおり計算します。

$$0.3 \times 0.6 + 0.3 \times 0.25 = 0.255$$

<低圧受電の需要設備>      <太陽電池発電所>

Q. 告示第4条の第8号に該当する需要設備において、設置者の要望により点検を1ヶ月周期で行う場合の換算係数の取り扱いはどうなるか？

A. 設備規模に応じた換算係数に0.6を乗じた数値となります。本件は、あくまでも設備内容に応じた換算係数が使用できるという考え方であり、換算係数を減じるために絶縁監視装置等を取り付けることを推奨するものではありません。

#### 第4条第2号の2

Q. 「内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備」とは、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものだけが対象となるのか？

A. 原則として、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものが対象となりますが、当該設備を複数台設置することにより、別途、筐体外に共通の制御盤等を設置するものも対象と考えます。

Q. 「契約により保守が実施されるもの」とは、設備の保守契約でなくメーカー保証でも認められるのか？

A. メーカー保証の中で、定期的な消耗品等の交換、機器の点検など保守が行われるのであれば、「契約により保守が実施されるもの」と認められます。

## 内規（審査基準）

### （改正の適用時期等）

Q. 今回の改正（平成21年当時）された内規はいつから適用されるのか？契約締結日を基準として適用されるのか、それとも申請日を基準として適用されるのか？

A. 改正された内規は11月1日に申請されたものから適用されます。そのため、契約締結日が11月1日以前であっても、申請が11月1日以降となれば、改正された内規が適用されることとなります。

Q. 既に外部委託の承認を得ている事業場においても、今回改正（平成21年当時）された内規の内容を契約書等に反映させなければならないのか？

A. 既契約の事業場においては、その承認は有効であり、変更する必要はありませんが、改正された内規の内容に沿った保安全管理業務の実施が望まれます。

### （個人事業者の兼業等） 3. (1)

Q. 兼業は基本的に認められないと考えて良いのか？その証明は自己申告だけでOKか？

A. 兼業により時間的、身体的な制約を受け保安上の問題が生じるおそれがあるため、承認に当たっては、慎重を期すこととします。なお証明は、申請の際に兼業、兼職に関する自己証明書を添付していただきます。

### （法人のマネジメントシステム） 3. (2)

Q. 法人は、既存の法人でも保安全管理業務部門が独立していればどのような法人でも良いのか？

A. 法令に基づき設立された法人であれば特に業種による制限はありません。

### （法人のマネジメントシステム） 3. (2)

Q. 協同組合組織もここでいう法人となるのか？

また、法人であると認められる場合、組合員が保安業務従事者となって問題はないのか？

A. 法令に基づき設立された法人である協同組合（協同組合は中小企業等協同組合法に基づき設立されています）は法人として扱うこととなります。その場合、法人の構成員であって組合員の場合は当該組合に雇用されていないため保安業務従事者とは認められません。

Q. 法人は契約書等で法人名以外の名称を使用する事は、認められるのか？

A. 法人名以外の名称（法人格を有しない任意の団体名）は認められません。

Q. 有限責任事業組合はここでいう法人となるのか？

A. 法人格がないため、法人として扱うことはできません。

Q. 合同会社もここでいう法人となるのか？

また、法人であると認められる場合、社員が保安業務従事者となって問題はないのか？

A. 法令に基づき設立された法人である合同会社は法人として扱うこととなります。その場合、法人の業務を執行する社員（個人に限ります。）は、保安業務従事者になることが可能です。

### **(法人のマネジメントシステム) 3. (2)**

Q. 法人のマネジメントシステムの単位は、1 法人につき 1 マネジメントシステムとするのか？地域、組織ごとに分割可能とするか？

A. 保安全管理業務に係るマネジメントについて、保安全管理業務の統制を本部で一括して行っているのか、支部毎に任されているかなどで、法人毎にマネジメントシステムの単位は変わることもあり得るため、一律 1 法人 1 マネジメントシステムとする必要は必ずしもありません。

### **(法人のマネジメントシステム) 3. (2)①**

Q. 保安全管理業務を行う従業員は、正社員で無くてはならないのか？雇用形態は？（保険等の関係もあり、パートとかではダメなのか？）確認方法は？

A. 法人の従業員であることが担保された雇用形態が必要であり、保安全管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ（委託契約期間を満たさない期間の短期契約社員を保安業務担当者とする等）がないことが必要です。なお、確認のため、雇用証明書を添付していただきます。

### **(法人のマネジメントシステム) 3. (2)②**

Q. 法人の保安全管理業務について、レビューを行う間隔は法人任せで良いのか？

「適切な改善を図る」とは、どれだけ改善すれば適切なのか？

A. レビューを行うことを社内規定等に明確かつ具体的に規定することが必要であり、レビューを行う間隔やその内容は、法人が自主的に定めるべきものです。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)③**

Q. 保安管理業務以外の職務とは？ 点検以外に竣工検査とか年次点検作業及びそれを補助する作業も保安管理業務の中に含まれるのか？ これらの作業に従事する者にも保安業務従事者としての要件が要求されるのか？

A. 事業用電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督が保安管理業務となりますので、それ以外が保安管理業務以外となります。一般的に竣工検査や年次点検作業は、保安規程で定められているため、保安管理業務に含まれます。また、これらの作業を行うに当たって、保安業務従事者の指示の下に補助作業を行う者には、保安業務従事者としての要件は課されません。

Q. 電気工作物の保安に関する職務とは？

A. 電気工作物の検査、事故防止のための工事（点検・試験の結果、至急修理・改修が必要なもの）や事故・災害時の応急処置として行う工事などが電気工作物の保安に関する職務となります。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)③**

Q. 「保安業務担当者は保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと」とありますが、担当を持たない保安業務従事者は、他の職務を兼務しても良いのでしょうか？

A. 兼職規制の対象は、あくまでも事業場を担当する保安業務担当者となります。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ロ**

Q. ある事業場において、保安業務担当者が審査基準（2）④の要件を満たした上で1名の保安業務従事者に点検を命じたとき、その保安業務従事者は自らも点検しながら他の者に点検作業を手伝ってもらうことは可能か？

A. 可能です。

**(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ロ**

Q. 上記の場合、手伝う者はどのような要件を要するか？

A. 特に要件はありませんが、保安業務従事者の監督の下、作業を行う必要があります。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ハ

Q. 保安業務担当者の指揮命令下に、6名の保安業務従事者がおり、常に2名体制で点検することとなっている場合、各保安業務従事者には何点分まで点検を行わせることが可能か？

① 5.5 ( $3.3 / 6 = 5.5$ )

② 6.6 (ペアで1人として  $3.3 / 3 = 1.1$ 。小さい方にとって 6.6)

A. 保安業務担当者の指揮命令下にある者はあくまでも6名であることから、①となります。

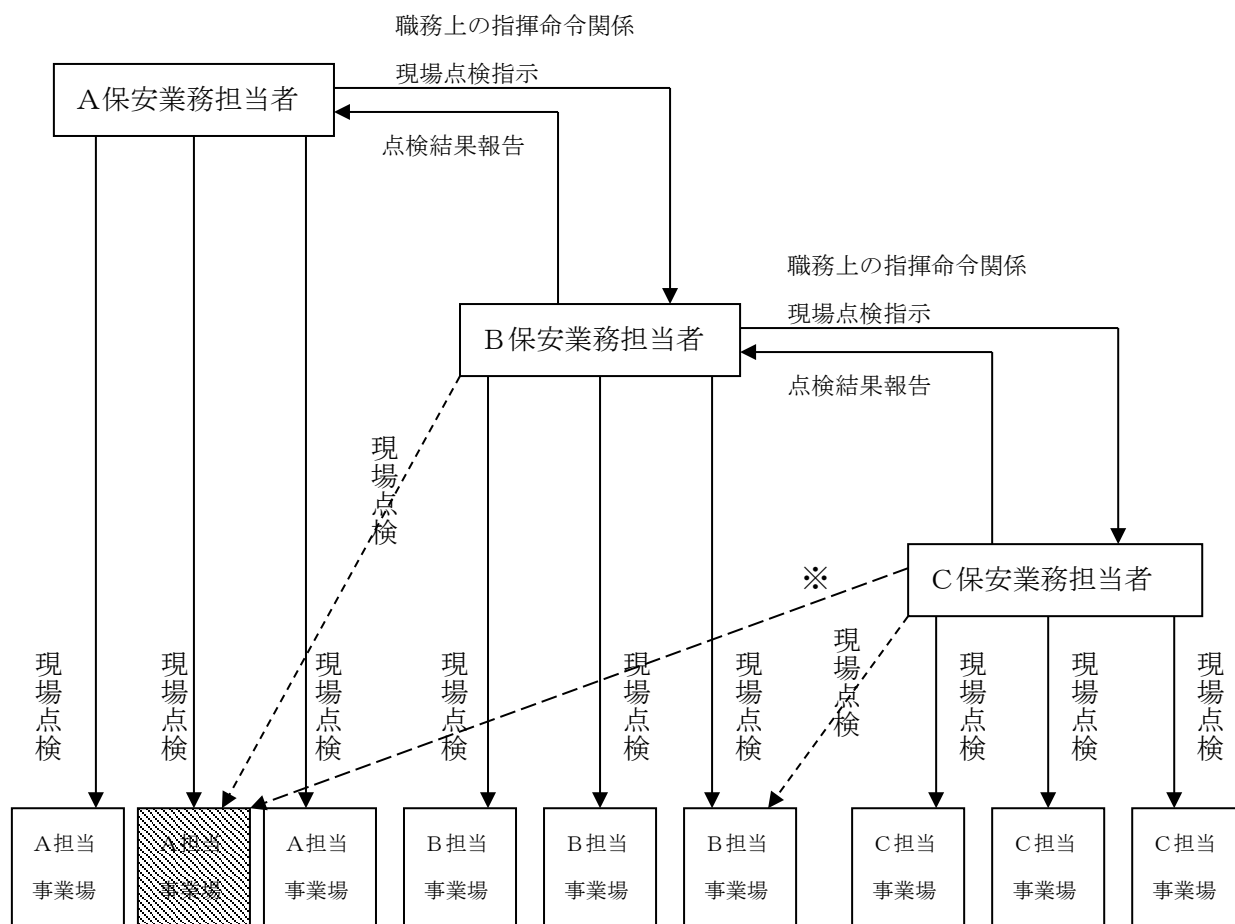
Q. 保安業務担当者の指揮命令下にある保安業務従事者の換算係数を算定する際、小規模高圧需要設備を換算係数から除くことが可能か？

A. 告示第3条に準じて、保安業務従事者ごとに小規模高圧需要設備を10件まで換算係数から除くことが可能です。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ハ

Q. 法人のマネジメントシステムについて (2) ④ハで「特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。」とあるが、一般的なピラミッド型の組織であって下図のような指揮命令関係にある場合、C担当者がB担当者の事業場を点検することは可能か。

可能である場合、A担当者がB担当者に点検指揮した事業場（斜線）について、B担当者がその事業場（斜線）の点検をさらにC担当者に指揮することができるのか。（※印の矢印）



A. 職務上の指揮命令関係から判断して、B担当者の指示のもとC担当者が従事者として、B担当者の事業場を点検することは可能です。しかし、A担当者の指示を受けたB担当者がさらにC担当者に指示をして、A担当者の事業場をC担当者に点検させようとすることは、A担当者が自らの職務上の指揮命令関係にないC担当者に指示を行うことになるため、認められません。

**(法人の保安業務担当者等の明確化) 3. (3)**

Q. 契約書の別紙で担当者を定めることとしているが、担当者が変更した場合はどうするのか？

A. 保安業務担当者の要件等について確認する必要があるため、法人から定期的に保安業務担当者の配置状況や受託換算件数等の報告をしていただくこととなります。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4)**

Q. 委託契約書等には契約書以外にどういったものが含まれるのか？

A. 仕様書、覚書、保安規程が含まれます。ただし、契約書以外に記載する場合は、その文書が確認できるよう契約書本文中に記載先を明記することが必要です。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①イ (ハ)**

Q. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物とはどういったものか？

A. 通常事業場内に設置されているが、事業場外に持ち運び可能な工作物全般となります。(例えば、工場等で使用する卓上ボール盤等の工作機械。)

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①ロ**

Q. 審査基準(4) ①ロの「身分を示す証明書」について、法人の場合は「社員証」等が想定できるが、個人の管理技術者の場合「身分を示す」とは何を示せば良いのか？

A. 電気管理技術者本人の確認が行えるものを指し、例えば運転免許証等になります。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①イ (ニ)**

Q. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物とはどういったものか？

A. 例えば、発電所の電気工作物のうち、内燃機関、燃料設備、ガスタービン、風力機関等のことです。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ①二**

Q. 年次点検業務が電気管理技術者等だけで実施することが難しい場合、他の者と一緒に点検業務を実施し、その監督をすることで内規の要件を満たすことになるか？

A. 電気管理技術者等が直接すべての作業を行わなくても、その監督の下で点検が行われ、記録の確認がされているものであれば、電気管理技術者等が実施したものと考えます。



**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ②ロ (ロ)**

Q. 低圧回路の絶縁状態の測定方法は、B種接地線の漏えい電流測定に限るのか？

A. 低圧回路の絶縁状態を確認するための一例を記載しております。電路ごとの絶縁状態を確認する方法もあります。

当然のことながら、B種接地線の漏えい電流が過大の場合は、電路ごとに絶縁状態を確認することとなります。

**(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等) 3. (4) ③イ**

Q. ただし書きに定める「信頼性が高い」とは、どのようなことか。

A. 告示第4条第7号に規定する設備が判断基準の1つとなります。その他、個別具体的事例に応じて判断することになります。

Q. ただし書きに定める「同等と認められる点検」とは、どのようなことか。過去の点検データの経年的な評価も含むものと解釈して良いか。

A. 審査にあたっては、個別具体的事例に応じて判断することになります。

過去の点検データに基づく評価も含まれると考えますが、停電による点検時の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検における設備状態の確認方法等を勘案して総合的に判断することになります。

Q. 停電による年次点検の頻度を3年に1回として承認を得られれば、それ以降は点検の結果に関わらず、点検周期はそのまま継続できるのか。

A. 承認は基本的に継続されますが、点検の結果、3年に1回の停電による年次点検が不相当と判断された場合には、当然に全ての年次点検を停電による点検にしてください。

**(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置) 3. (7)**

Q. 過疎地域等の自家用電気工作物に対して、審査を行う場合の配慮基準はどのようになるのか？

A. 過疎地域等の場合、設置場所から2時間以内に到達出来る電気管理技術者等が存在しない場合が考えられるため、そのような点を配慮する必要があると考えられます。

### (高圧一括受電するマンションの住居部分の点検) 3. (8)

Q. 「マンション」とは、どういうものを指すのか？

A. 本内規におけるマンションは、人の住居の用に供する部分が二以上存在する建物をいいます。

Q. 「住居」とは何か？

A. 人が起臥寝食のために日常的に使用する場所をいいます。その住居の所有権、賃借権別は問いません。

Q. 高圧一括受電するマンション内に存在する「コンビニ等の店舗」にも本規定が適用されるか？

A. 適用されません。内規のとおり、「住居部分」に限定されております。これは、高圧受電の二次側である「コンビニ等の店舗」には不特定多数の者が出入りすること、一般家庭用の電気機器と異なる業務用の電気機器類（冷蔵・冷凍ショーケース等）が設置されていること等に鑑み、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法での点検実施では、一定の保安レベルの確保が困難であるためです。

なお、本規定は当該マンションの住居部分の点検方法について整理したものであって、本規定を適用したとしても、当該マンションの住居部分が自家用電気工作物であることは変わりありません。

Q. 住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施することに変更した場合、何らか法的な手続きは必要なのか。

A. 高圧受電のマンションについては、住居部分を含めて一体の自家用電気工作物であるから、住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施する旨、保安規程に定め、当該変更届を提出することが必要である。

(その他)

Q. 個人の管理技術者が法人を設立した場合、今まで個人で承認を受けていた分と法人設立後に法人として承認を受けた分を併任して良いか？

A. 個人と法人のどちらか一方になります。一般的に個人が法人に移った場合は、法人として再申請することとなります。

Q. 一つの事業場を複数の保安業務担当で点検することは可能か。また、一つの事業場を複数の保安業務従事者で点検することは可能か？

A. 契約内容によっては、複数の保安業務担当が存在することは考えられます。また、それぞれの担当者から指示を受けた従事者が存在することも考えられます。

Q. 現在の管理技術者が、現在の契約先の需要家を抱えて法人に移ったとき、個々の契約を法人が一括して引き継ぐことは可能か？

A. 設置者が法人と委託契約を締結する必要があるため、再申請の必要があります。

Q. 個人の事業者が、法人を設立して営業活動のみを法人として行い、保安管理業務の参入に関しては個人のままで行いたいと考えているが良いか？

A. 保安管理業務の契約の一環として営業活動を行っていることとなるため、法人として参入していただきます。